

川崎市環境影響評価審議会幹事設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第78条に規定する川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）における幹事（以下「幹事」という。）の任命及び職務について必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 別表に掲げる職にある者は、市長により幹事に任命されたものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、臨時に幹事を任命することができる。

(職務)

第3条 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐するため、次に掲げる事項を職務とする。

(1) 審議会へ出席すること。

(2) 審議会が調査審議する事項について説明を行い、又は意見を述べること。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、幹事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

総務企画局都市政策部長
経済労働局産業政策部長
まちづくり局総務部長
まちづくり局計画部長
まちづくり局市街地整備部長
まちづくり局指導部長
建設緑政局総務部長
建設緑政局道路河川整備部長
建設緑政局緑政部長
港湾局港湾経営部長
上下水道局水道部長
上下水道局下水道部長
消防局警防部長
教育委員会事務局教育政策室長
教育委員会事務局生涯学習部長
環境局総務部長
環境局脱炭素戦略推進室長
環境局環境対策部長
環境局生活環境部長